

自転車の安全利用に関する対策強化と事故が発生した場合の  
被害者の補償を目的とした制度の創設を求める意見書

近年、自転車は環境負荷の軽減や健康増進に役立つことに加え、高齢化が進むなか、自動車運転免許証返納後の代替の交通手段として、買い物や通勤、通学等、身近で幅広く利用され、日常生活に密着した乗り物となっている。さらには、頻発する様々な災害での教訓から、災害時における移動手段としても有効かつ重要な役割が期待されているところである。

一方、最近では、自転車利用時におけるマナーの悪さや交通ルールを守らない危険な走行が目立ってきており事故の大きな要因となるなど、自転車の危険な走行が社会的に問題となってきている。

また、自転車利用者が加害者となる死亡事故も発生し、全国的には高額な損害賠償の事例もあり、自転車の安全利用対策が求められているところである。

そのため、国においては、国民に対し自転車の安全で適正な利用を促進するとともに、自転車安全利用五則等を活用した交通安全の啓発、全国的な交通取締りの強化、交通安全教育の充実など、さらに対策を講じる必要がある。

また、現在は自転車利用者が任意で損害賠償責任保険等に加入するに留まり、無保険のまま自転車走行を行うケースも少なくない。このような現状では事故が発生し損害賠償や補償が生じた際には、被害者のみならず、加害者をも窮地に追い込む危険性があり、自転車利用者が漏れなく保険に加入する制度の創設が急務の課題である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、自転車の安全利用に関する対策強化と事故が発生した場合の被害者の補償を目的とした制度の創設を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 19 日

衆議院議長 大島理森 殿  
参議院議長 伊達忠一 殿  
内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
国土交通大臣 石井啓一 殿  
国家公安委員長 山本順三 殿

福岡県大野城市議会議長 白石重成